

海洋と陸域における2つの基本法の成立

－「海洋基本法」と「地理空間情報活用推進基本法」、ほか

先の第166国会(2007年1～7月)において、海洋に関する施策と、地理空間情報の活用に関する施策について、それぞれ、総合的かつ計画的に推進することを目的とした、2つの基本法(議員提案による)が可決・成立しました。

ここでは、2つの法律の目的とするところと、その主な内容について、国会審議の議事録や法案要綱、関係方面の資料等に基づいて紹介します。

海洋基本法

地球の広範な部分を占めている海洋は、人類をはじめとする生物の生命を維持するうえで不可欠な要素となっています。また、海に囲まれたわが国においては、海洋に関する国連条約等に基づくとともに、海洋の持続可能な開発及び利用を実現するための国際的な取り組みの中で、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る等、新たな海洋立国を実現することが重要であると考えられてきました。

この法律(2007年4月27日公布)は、海洋に関する施策の基本となる事項を定めるものであり、その主な内容は、

- 1) 基本理念として、海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和、海洋の安全の確保等を定める
- 2) 国は、基本理念にのっとり、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有することなど、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにする
- 3) 政府は、海洋基本計画を定めなければならない
- 4) 海洋に関する基本的施策として、国は、海洋資源の開発及び利用の推進、海洋環境の保全、排他的経済水域等の開発等の推進、海上輸送と安全の確保、海洋調査の推進、海洋科学技術に関する研究開発の推進、沿岸域の総合的管理等のために必要な措置を講ずる
- 5) 内閣に総合海洋政策本部(内閣総理大臣を長)を置くことなどとされています。

閣議決定が必要とされる「海洋基本計画」については、海洋に関する施策についての基本的な方針と、政府が講ずべき施策とそれに必要な事項が定められることと5年ごとに見直しが行われること、計画の実施についての必要な財

政措置への努力についても述べられています。

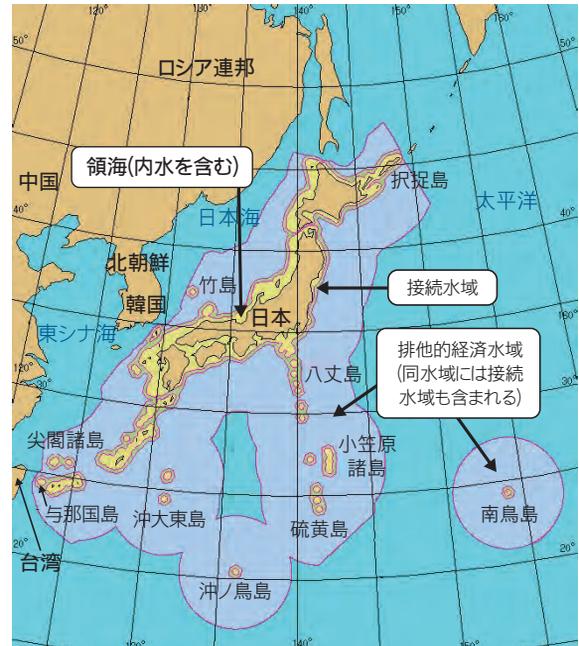


図1 日本の領海等の概念図(海洋情報部資料に基づき作成)

地理空間情報活用推進基本法

現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を実現するためには、空間上の特定の地点または区域の位置を示す情報やこれに関連付けられた情報(それらを「地理空間情報」という)を、地理情報システム(GIS)や衛星測位(GPSなどによる緯度・経度の測定)技術のもとで高度に活用していくことが極めて重要となります。

この法律(2007年5月30日公布)は、地理空間情報のデジタル化及びその活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる事項を定めるものであり、その主な内容は、

- 1) 地理空間情報の活用の推進に関する基本理念を定める
- 2) 政府は、地理空間情報の活用の推進に関する基本的な計画(以下、「基本計画」)を策定する
- 3) 基本的施策として、国は、基準点や公共施設の境界線等の「基盤地図情報」の整備、適時の更新、円滑な流通を図るほか、基盤地図情報等の地理空間情報の積極的な提供等、その利用環境を整備し、また、衛星

測位に関するシステムを運営する主体との必要な連絡調整、人材育成や研究開発の推進等の施策を講ずること

などとされています。

前記の「基本理念」においては、

- ・地理空間情報の整備・提供、GISや衛星測位の利用推進、人材育成、関係機関の連携強化等による総合的・体系的な施策の実施と、それらが相乗効果を発揮するように関係施策を実施する
- ・信頼性の高い衛星測位によるサービスを安定的に享受できる環境を確保する
- ・地図作成の重複是正(地理空間情報の共用等)による行政運営の効率化・高度化に寄与
- ・多様な事業の創出と発展及び環境との調和

等のごことが述べられています。

また、政府が策定する「基本計画」においては、地理空間情報の活用の推進に関する施策についての基本的な方針、GIS及び衛星測位にかかわる施策に関する事項等が定められるほか、それらを総合的かつ計画的に推進するために必要な事項と、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間が定められます。

なお、法律制定後の今後については、国土交通省令によって、基盤地図情報の項目と基準、その整備にかかわる技術上の基準が定められる等、地理空間情報の活用推進の具体策がいつそう進められることとなります。

また、来年度予算の要求時期には、海洋基本法における「基本計画」策定と同様に、「基本計画」に盛り込むべき事項の議論が進められるものと思われます。

「GISアクションプログラム2010」と測量法の改正

上記の地理空間情報活用推進基本法に先立って、2007年3月に、関係省庁の局長等で構成される「測位・地理情報システム等推進会議」において、「GISアクションプログラム2010」が決定されています。そこでは、地理空間情報の整備・提供にかかわる施策として、

- 1) 地理空間情報の整備・流通に関するルール確立等
 - ・2010年度まで、位置的整合性を担保する方法や流通等のガイドラインを作成
 - ・測量成果の複製・使用承認にかかわる測量法の規制の改革
- 2) 地理空間情報の整備・更新

3) 地理空間情報の提供等
として、国は、保有する地理空間情報を原則、インターネットで無償提供等が定められています。

その中の、「測量法の改正」については、測量において得られた成果の活用を一層促進するため、国が作成した地図等の基本測量の成果をインターネットにより提供する制度の創設や、地図等の測量成果の複製等に係る規制の緩和・合理化等を行うことを中心とする法改正が可決・成立(2007年5月23日公布)しています。

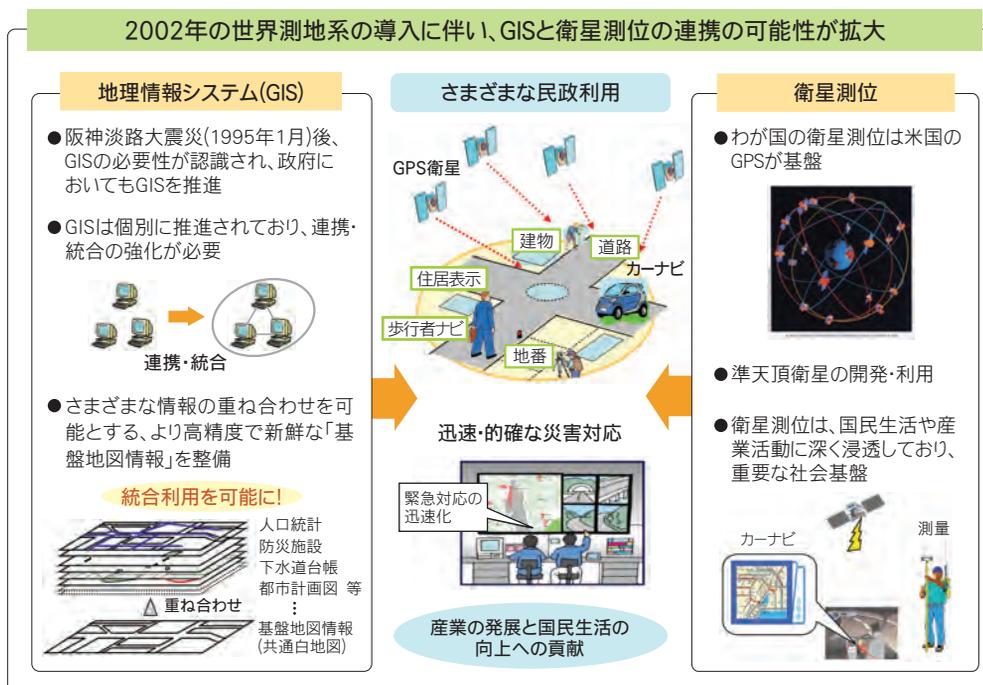


図2 地理空間情報活用推進基本法が必要となった背景と今後(国土地理院資料に基づき作成)